



福岡医発第 1657 号

平成 26 年 9 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

遠賀町子ども医療費等の助成制度の拡大について

今般、平成 26 年 10 月 1 日から遠賀町子ども医療費等の助成制度の対象者を拡大する旨、別紙の通り遠賀町より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、遠賀町役場住民課国保年金係 (Tel.093-293-1234) までご照会ください。

記

※遠賀町子ども医療費等の助成制度の拡大について (平成 26 年 10 月 1 日診療分から)

	現行	改正後
対 象 者	通院：小学 1 年生～小学 3 年生 入院：小学 1 年生～中学 3 年生	通院：小学 1 年生～ <u>小学 6 年生</u> 入院：現行と同じ
医療証の色	子 ども 医 療 証：うす黄色 重度障害者医療証：水色 ひとり親家庭等医療証：橙色	現行と同じ

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

事務連絡

26 遠住第1299号

平成26年 8月29日

公益社団法人 福岡県医師会

会長 松田 峻一 様

遠賀町長 原田 正武

遠賀町子ども医療費等の助成制度の拡大について

残暑の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本町の福祉医療事業および医療保険行政に格別なご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

この度、遠賀町では子育て支援、少子化対策の一環として、保護者の経済的な負担を軽減するために、医療費助成制度のさらなる充実を実施することとなりました。具体的には、現在小学1～3年生に対して実施している通院医療費（保険診療分）の自己負担額無料化を平成26年10月1日診療分から、小学6年生までに拡大し、小学1～6年生まで入院・通院医療費（食事代等保険外を除く）自己負担分を無料とします。なお、中学1～3年生については、現行のとおり、入院医療費（食事代等保険外を除く）自己負担分の無料化のままで、変更はございません。

なお、助成対象者については、『遠賀町子ども医療証（うす黄色）』、『遠賀町重度障害者医療証（水色）』、『遠賀町ひとり親家庭等医療証（橙色）』を交付しております。

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき、制度の円滑な実施につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

遠賀町役場 住民課国保年金係

TEL 093-293-1234

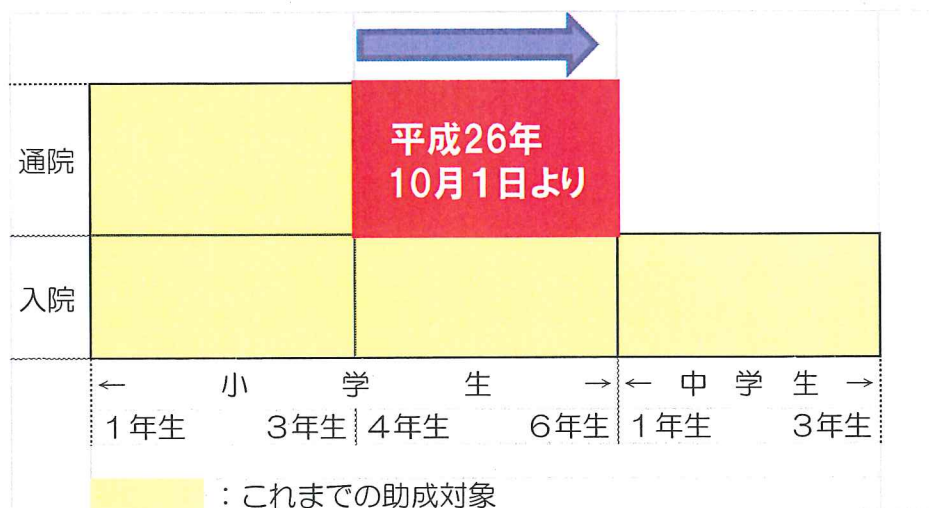
【内線254】

各医師会通知



遠賀町 小学生の通院医療費助成を拡大します

遠賀町では現在、小学1年生～小学3年生までの保険診療分の通院医療費について全額町が助成していますが、**平成26年10月診療分より小学6年生まで拡大**します。



対象となる人

遠賀町内に住所を有し、健康保険に加入している小学1年～6年生

* 中学1～3年生については、これまで通り保険診療分の入院医療費のみが全額助成となります。

助成を受けるには

町が発行した医療証を医療機関の窓口で提示してください。医療証は以下の3種類有ります。

- ①子ども医療証（黄色）：下記の②、③に該当しない小学生
- ②ひとり親家庭等医療証（オレンジ色）：ひとり親家庭等の小学生
- ③障害者医療証（水色）：一定以上の障害をもつ小学生

医療証の交付

すでに医療証①、③をお持ちの小学生については、申請手続きは必要ありません。医療証②をお持ちの方は、役場で更新手続きの受付を行っております。手続きがお済みでない方には保護者あてに別途更新のご案内を郵送します。

制度拡大後の医療証については、平成26年9月中旬頃から順次普通郵便で郵送します。

まだ、医療の申請手続きがお済みで無い方は、下記の要領で申請を行ってください。

申請手続き

まだ、医療証をお持ちでない方、下記の物をもって、役場国保年金係の窓口で申請を行ってください。

申請に必要な物：お子様の名前が入った保険証、認めの印鑑

医療証②をお持ちの方は、8月中旬に保護者あての通知文書に記載されたものを持参ください。

お問い合わせ先：遠賀町役場 住民課 国保年金係 電話：093-293-1234